

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

次世代住宅ポイント制度に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。次世代住宅ポイント制度について、下記の内容をお知らせいたします。なお、制度に関するお問い合わせは、次世代住宅ポイント事務局までお願いいたします。

1. ポイント発行申請期限のお知らせについて

次世代住宅ポイント制度のポイント発行申請期限は令和2年3月31日です。原則として令和元年度末までの契約・着工が対象となります。ポイント発行申請期限等をお知らせするリーフレットを別添1のとおり作成しました。事務局ホームページにて公開しておりますのでご利用ください。

2. 建築着工／工事着手時期について

災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合における、建築着工／工事着手の期限は令和2年6月30日です。ただし、ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。また、1,000万円未満のリフォーム工事について、災害等やむを得ない理由により、工事の完了が困難と認められる場合における、工事完了の期限は令和2年6月30日です。詳細は事務局ホームページにて、後日公表します。

3. ポイント発行申請時の注意事項について

申請受付開始から、これまでに多数の申請を受け付けておりますが、申請不備が新築で約4割、リフォームで約5割と多数発生しております。主な不備の内容は別添2のとおりで、申請書等への記入漏れや納品書の不備、添付書類漏れ等があります。申請に不備がありますと、ポイント発行の遅れやポイントを発行できない場合があります。申請にあたっては、別添2と申請の手引き等をよくご確認の上、制度をご活用いただくよう、関係者および申請者へ周知をお願いいたします。

(参考)

- ・次世代住宅ポイント事務局ホームページ

<https://www.jisedai-points.jp/>

- ・次世代住宅ポイント事務局ホームページ（リーフレット掲載ページ）

<https://www.jisedai-points.jp/download/>